

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター かしわば
所在地	〒 062-0051 札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号 (TEL) 011-855-3031 (FAX) 011-855-2930
事業所指定番号	0160390183
管理者	川端 祐美子
サービス提供地域	札幌市豊平区・白石区・清田区・南区

2. 事業所の職員体制

管理者	資格:主任介護支援専門員 職務内容:管理業務、居宅介護支援業務
介護支援専門員	人員数:3名以上 資格:介護支援専門員、主任介護支援専門員

3. 営業時間

区分	月～金曜日	土曜・日曜・祝日
営業時間	9:00～17:00	営業していません

※ 年末年始:12月30日～1月3日は休業となります。

※ 営業時間外についても相談支援が可能な体制となっております。

連絡先 070-2450-1097

4. 居宅介護支援の内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡・調整
- (3) サービス実施状況の評価
- (4) 利用者状態の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定申請に対する援助
- (7) 相談業務
- (8) 介護保険施設の紹介

5. 当事業所のサービスの方針等

利用者の生活に根ざした居宅サービス計画(ケアプラン)作りを目指し、可能な限り住み慣れた居宅での生活を送る事ができるよう、利用者の選択に基づき、適切な居宅サービスが提供されるよう支援を行います。

6. サービス利用料金とその他の費用について

- (1) 居宅介護支援につきましては介護報酬告示上の額となっており、原則全額保険給付で、自己負担はありません。(法定代理受領)

	単位数	自己負担額
居宅介護支援費Ⅰ 要介護1・2	1086単位	0円
要介護3～5	1411単位	0円
特定事業所加算Ⅱ	421単位	0円
初回加算	300単位	0円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	0円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	0円

	単位数	自己負担額
退院・退所加算(Ⅰ) イ	450単位	0円
退院・退所加算(Ⅰ) ロ	600単位	0円
退院・退所加算(Ⅱ) イ	600単位	0円
退院・退所加算(Ⅱ) ロ	750単位	0円
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	0円
通院時情報連携加算	50単位	0円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	0円
特定事業所医療介護連携加算	125単位	0円
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	0円

(2) その他の費用

通常のサービス地域を越える地域への訪問・出張する場合には、以下の交通費の支払いが必要となります。

通常のサービス地域(豊平区・白石区・清田区・南区)以外で

- 事業所から、おおむね10キロメートル未満 500円
- 事業所から、おおむね10キロメートル以上 1,000円

7. 事故対応方法

(1) 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族などへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) (1)の事故状況及び事故に際してとった対応について記録します。

(3) 指定居宅介護支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(4) 事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発防止を講じます。

8. 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 相談窓口	電話番号	011-855-3031
	FAX番号	011-855-2930
	相談員(責任者)	川端 祐美子
	対応時間	9時～16時まで

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	各区保健福祉サービス総合相談窓口にお問い合わせください 対応時間 8時45分～17時15分
北海道国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目291-190 電話番号 011-231-5161 対応時間 8時45分～17時15分

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人 柏葉会
代表者名	理事長 寺坂 俊介
所在地	札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号
電話番号	011-851-2333
業務の概要	病院、訪問看護ステーション、通所リハビリテーション

10. 入院時の対応

利用者が入院した場合には、ケアプランセンターかしわば、担当介護支援専門員の氏名を入院先の医療機関に伝える事を依頼します。入院先医療機関に当センターより必要な情報を提供し、退院に向けて連携し自宅での生活の為に必要なサービス調整を行います。

11. 居宅サービス計画書に位置付ける指定居宅介護サービス事業者等について

利用者から介護支援専門員に対する複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めや、居宅サービス計画原案に位置付けた、指定居宅サービス事業者等を選定した理由の説明の求めに応じます。

12. 居宅サービス計画におけるサービス利用割合について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について別紙で説明いたします。

13. 高齢者虐待防止について

利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- (2) その他虐待防止のための必要な措置を講じます。

14. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)等を行います。

15. 身体拘束に関して

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

16. サービス利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- (5) 年金の管理や金銭の貸借などの金銭の取り扱いは行いません。

17. サービス利用にあたっての禁止事項

- (1) 暴力又は乱暴な言動、怒鳴る、刃物を向ける、大声で罵る、大声を発する、服を引きちぎる、無理な要求、対象範囲外のサービスを強要するなどの行為。
- (2) セクシャルハラスメント、職員の身体を触る、手を握る、ヌード写真を見せる、性的な言動や行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

ご利用者やご家族などにより上記の禁止事項があり、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、ご利用を中止もしくは契約を解除させていただきます。

以上の重要事項説明書及び契約書の内容を熟読して、十分に理解された上で契約されますようお願いいたします。

サービス利用割合

令和 6年 3月 ~ 令和 6年 8月

ケアプランセンターかしわば

- ① 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	15%
通所介護	31%
地域密着型通所介護	10%
福祉用具貸与	60%

- ② 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	株式会社 月寒ヘルパーステーション	14%	ニデイケアセンター豊平	14%	株ケアスタッフ豊平ステーション	9%
通所介護	アメニティ西岡水源池デイサービス	15%	コスモス苑デイサービスセンター	12%	介護特化型デイサービス マチ羊ヶ丘	7%
地域密着型通所介護	デイサービスユウカリの丘	22%	ロコモアップ西岡	16%	デイサービスえがおの花	13%
福祉用具貸与	エンバイアー札幌第4営業所	21%	株式会社マルベリー センター札幌豊平	13%	ニック株式会社 札幌東営業所	12%